**参　考　資　料**

・用語解説

・策定の経緯

・高知県いじめ防止基本方針検討委員会設置要綱

・高知県いじめ防止基本方針検討委員会委員名簿**【用語解説（ページ順）】**

**○　パワーハラスメント　　P1**

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

**○　セクシュアルハラスメント　　P1**

労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けること、また、そのような言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じること

**○　人権感覚　　P1**

人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚

**○　ハラスメント P2**

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいい、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること

**○　自己有用感　　P4**

他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚

**○　教育相談 P4**

一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言することを通して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図ること

**○　学校運営協議会（コミュニティ・スクール）　　P5**

平成16年６月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により位置付けられた制度で、学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

**○　学校評議員　　P5**

平成12年1月の「学校教育法施行規則」の一部改正により、保護者や地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けたもので、学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる

**○　開かれた学校づくり推進委員会 P5**

「土佐の教育改革」の事業の1つとして、平成9年度から高知県内の全ての公立小・中・高・特別支援学校に設置された子ども・保護者・地域の学校参加システム

**○　キャリア P6**

　人が、生涯のなかで様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

**○　キャリア教育 P6**

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

**○　自尊感情 P7**

自分をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を好きだと思う気持ち

**○　自己肯定感 P7**

「ありのままの自分でいいんだ」など、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情

**○　自己存在感 P7**

その人に代わる人が存在しない、かけがえのない存在であるという感覚

**○　共感的人間関係 P7**

相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、共感的に理解し合う人間関係

**○　スクールカウンセラー P8**

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員など、児童生徒の臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有し、小・中・高・特別支援学校などの教育機関において、児童生徒の心のケア、保護者や教職員への助言を行う者

**○　個別の指導計画 P8**

　指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画

**○　個別の教育支援計画 P8**

　一人一人の障害のある子どもについて、関係機関との連携を図るために作成した乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画

**○　支援引き継ぎシート P8**

発達障害等のある幼児児童生徒に行ってきた指導や支援を、入学後の生活にもつなげていくためのシートで、このうち就学前から小学校等へ引き継ぐシートを「就学時引き継ぎシート」と呼ぶ場合もある

**○　スクールソーシャルワーカー P9**

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家

**○　情報モラル教育 P9**

情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解したうえで、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育

**○　フィルタリング P9**

インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報の閲覧できなくするプログラムやサービス

**○　学校ネットパトロール P9**

教育委員会等が、児童生徒が「ネット上のいじめ」等に巻き込まれていないか監視を行う取組

**○　学校支援地域本部 P10**

学校を支援するため、登下校時の見守りや学習支援など、学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣する組織

**○　放課後子ども教室 P10**

すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組

**○　放課後児童クラブ P10**

　保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

**○　人権教育指導員 P11**

　私立学校における人権教育の推進や人権課題の解決等に資するため、学校訪問による助

言・指導、研修の実施等を行う者

**○　PDCA サイクル P12**

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（検証）→ Action（改善）の４段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法

**○　WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言 P17**

自殺報道の影響に関する事実に基づいて、どのように自殺を報道すべきか、自殺を報道する際の注意を促すための世界保健機関による提言で、例えば、「社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行うこと」や「自殺の報道を過剰に、繰り返し行わないこと」などが示されている

**高知県いじめ防止基本方針策定の経緯**

平成２５年　６月　　 いじめ防止対策推進法・公布

９月　　 いじめ防止対策推進法・施行

１０月　　 国の「いじめ防止基本方針」の策定

平成２５年１１月　　 各市町村教育委員会、各学校長に対する説明会を随時実施

～平成２６年１月

平成２５年１２月 高知県いじめ防止基本方針検討委員会における検討（計３回）

～平成２６年１月

平成２６年２月　　　 パブリックコメントの実施

～３月

平成２６年３月 　 ２月県議会総務委員会に基本方針（案）を報告

**平成２６年３月　　 「高知県いじめ防止基本方針」の策定**

**高知県いじめ防止基本方針検討委員会設置要綱**

（設置）

第１条　高知県において、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）

第１２条の規定に基づく地方いじめ防止基本方針を策定するに当たり、意見

を聴くため、高知県いじめ防止基本方針検討委員会（以下「検討委員会」と

いう。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

　（１）高知県いじめ防止基本方針の策定に当たり意見を述べること。

　（２）その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織及び任期）

第３条　検討委員会は、委員９名で組織し、教育長が委嘱又は任命する。

２　委員の任期は、高知県いじめ防止基本方針決定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　検討委員会に委員長１名、副委員長２名を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　副委員長は、委員長が指名する。

４　委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委

員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席、資料の提出、意見及び説明その他の協力を求めることができる。

５　検討委員会は、公開とする。ただし、出席した委員の３分の２以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第６条　検討委員会の庶務は、関係課の協力を得て高知県教育委員会事務局人

権教育課において処理する。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項

は、委員長が検討委員会に諮って定める。

　附　則

１　この要綱は、平成２５年１２月１７日から施行する。

２　第５条第１項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

高知県いじめ防止基本方針検討委員会　委員名簿

（５０音順）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 役　　職　　等 |
| ○ | 池　康晴 | 高知県高等学校長協会副会長 高知県立高知追手前高等学校長 |
|  | 大野　吉彦 | 高知県市町村教育委員会連合会会長 南国市教育長 |
|  | 生永　慎一 | 高知県保幼小中高ＰＴＡ連合体連絡協議会会長 |
|  | 金子　努 | 弁護士 |
|  | 友草　司 | 高知県小中学校長会副会長 いの町立伊野南中学校長 |
| ○ | 濱川　博子 | 臨床心理士 |
|  | 村岡　高光 | 高知県私立中学高等学校連合会会長 高知学芸中学・高等学校長 |
| ◎ | 森田　洋司 | 大阪市立大学名誉教授、大阪樟蔭女子大学前学長 文部科学省いじめ防止基本方針策定協議会座長 |
|  | 矢野　晴規 | 高知県小中学校長会会長 土佐市立蓮池小学校長 |

※◎は委員長、○は副委員長

※役職等は平成25年12月17日現在